

日上市立泉丘中学校校友会会則

第1章 総則

第1条 本会は、日上市立泉丘中学校校友会と称し、事務局を泉丘中学校に置く。

第2条 本会は、会員相互の親睦と団結を図り、併せて泉丘中学校の健全な発展に寄与することを目的とし、次のような事業を行う。

- (1) 会誌又は会員名簿の作成
- (2) その他本会の目的達成のための必要な事業

第2章

第3条 本会は、下記の会員を持って組織する。

- (1) 正会員 旧多賀第2中学校、旧大沼中学校及び泉丘中学校の卒業生
- (2) 準会員 泉丘中学校在校生
- (3) 賛助会員 旧多賀第2中学校、旧大沼中学校、泉丘中学校職員及び前職員
- (4) 名誉会員 本会に特に功績があった者で総会の推薦を得た者

第4条 本会の連絡を密にし、活動を盛んにするため、卒業年度ごとを単位として支部を置く。

第3章 機関

第5条 本会に下記の機関を置く。

- (1) 総会 (2) 役員会 (3) 理事会 (4) 支部会 (5) 支部役員会

第6条 総会は、学校行事に合わせて開催することができる。年1回開催し、案内は学校だより等で知らせる。役員会が必要と認めたときには臨時に開くことができる。

第7条 役員会は、会長、副会長、事務局員及び会計を持って構成し、会長が必要と認めたとき開くことができる。

第8条 理事会は、役員及び各支部代表をもって構成する。会長及び理事の要請があったときは臨時に開くことができる。

第9条 支部会及び支部役員会は、それぞれの支部の話し合いにより開くことができる。

第4章 役員

第10条 本会には、下記の役員を置く。

(1) 理事会に於いて選出する役員

イ 会長 1名 本会を総括し、これを代表する。

ロ 副会長 2名 会長を補佐し、会長事故ある時にはこれを代行する。

ハ 事務局員 3名（内事務局長1名）総会、役員会、理事会または行事等、事務執行に関与各種の記録・通信・その他資料・財産を保管する。

ニ 会計 2名 本会の会計事務を処理する。

ホ 監査 2名 本会の会計及び会運営を管理する。

(2) 各支部に於いて選出する役員

理事 数名 本会の理事として運営にあたる。

(3) 役員会で選出する役員

顧問（学校長及びPTA会長）若干名 本会の発展のための助言

第11条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、役員に欠員を生じた場合は、前任者の残任期間とする。

第5章 会計

第12条 本会の経費は、会費及び寄付金、その他の収入とする。

第13条 会員は、終身会費として金500円を正会員入会時に納入するものとする。必要に応じ若干の臨時会費を徴収することができる。

第14条 会費決算報告は、監事の監査を経て理事会に報告し、総会の承認を得る。

第15条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

第6章 付則

第16条 本会の議決は、総会出席者の過半数の賛成により決定する。

第17条 本会則の改正は、総会の決議によらなければならない。

第18条 本会則は、昭和56年2月27日より実施する。

本会則は、昭和62年5月17日より一部改正して実施する。

本会則は、平成4年5月17日より一部改正して実施する。

本会則は、平成21年11月7日より一部改正して実施する。